

石巻市創業者持続化事業費補助金



創業者の持続的発展を支援するため、「IT導入」、「省力化・省人化」、「販路の開拓・拡大」の取組に要する経費の一部を補助します。

【公募期間】

令和7年7月1日(火)

～令和7年7月28日(月)

◆ 概要 ※その他の要件もあるため詳細は裏面を確認願います。

対象者



- ・ 個人開業又は会社等の設立を行った日から3年を経過している者
かつ
- ・ 創業支援等事業計画に位置付ける「特定創業支援等事業」(創業開成塾等)により支援を受けたことの証明を受けた者

対象者に該当するか否かの確認は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

対象経費



- ・ IT導入⇒PR動画作成費用、生産性向上に資するソフトウェア購入費 など
- ・ 省力化・省人化⇒券売機、自動精算機等の借上料 など
- ・ 販路の開拓・拡大⇒ECサイト等の構築費、フリーペーパー等の広告費 など

補助率・補助額



・ 1/2以内、上限100万円(各事業者1回限り)

※消費税・地方消費税額等の税金は対象となりません。

交付申請
から
事業完了
まで



① 申請書の作成・提出

② 申請書の審査の実施

③ 補助金の交付決定・通知

④ 補助事業の実施

⑤ 実績報告書類の作成・提出

⑥ 完了検査・補助金額の確定

⑦ 請求書の作成・提出

⑧ 補助金の交付

《お問い合わせ先》 石巻市産業部産業推進課産業振興係

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 本庁舎3階

電話: 0225-95-1111(内線 3546) メール: isindstr@city.ishinomaki.lg.jp



◆ 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、創業者の課題解決策として「IT導入」、「省力化・省人化」、「販路の開拓・拡大」に取り組む事業とする。

◆ 交付対象者

本補助金を申請することができる対象者は、以下の(1)から(7)の要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの(基準日:補助金の交付申請時時点)

- ・個人開業又は会社等の設立を行った日から基準日で3年を経過している者
- ・個人事業主又は会社等の事業承継を行った場合に、業態転換や新事業・新分野に進出してから基準日で3年を経過している者

(2) おおむね常時使用する従業員の数が20人(卸売業、サービス業又は小売業の場合は、5人)以下の小規模事業者

(3) 事業の形態に応じて次のいずれかに該当するもの

事業形態	申請者の住所	創業する場所
個人事業主	市内	市内
会社等	要件なし	市内

(4) 「特定創業支援等事業(創業開成塾など)による支援を受けたことの証明書」の交付を受けた者

(5) 市税及び国民健康保険税の滞納していない者

(6) 石巻市暴力団排除条例(平成24年石巻市条例第42号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(7) 下記の要件に該当しない事業

- ・公序良俗に反する又は反するおそれのある事業
- ・公的な資金の使途として社会通念上適切でないと認められる事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等をいう。)
- ・過去又は現に同一事業で国の補助制度を活用している事業

※:補助金の交付決定日以降の契約により発生するものであることのほか、証拠書類等によって、支払金額等が確認できるものが補助対象となります。

◆ 申請書類

【共通】

- (1) 交付申請書 (2) 事業者概要書[様式第2号] (3) 事業計画書[様式第3号] (4) 補助対象経費明細書[様式第4号]
- (5) 市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類 (6) 会社案内等のパンフレット
- (7) 見積書等の補助対象経費が確認できる書類の写し (8) 暴力団排除に関する誓約書(参考様式)
- (9) その他市長が認める資料

【個人事業主】

- (10) 税務署提出の開業届出書の写し
- (11) 直近3期分の青色(白色)申告書の写し

【会社等】

- (12) 定款・法人登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書)
- (13) 直近3期分の決算書(損益計算書及び貸借対照表)

※:経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。
相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を提出してください。

◆ 審査及び注意点

- (1) 書類審査終了後に、市の内部審査(必要に応じて現地調査のほか、申請者本人によるプレゼンテーション審査)を実施し、その内容を慎重に判断した上で補助金の交付可否を決定します。
- (2) 事業完了から5年間は本補助金に関連する資料を保管する必要があるほか、市から依頼する事業状況報告書[様式第19号]を提出いただきます(任意の報告ではありません)。

◆ 審査の着眼点(実施する補助事業は・・・)

- ① 課題解決に寄与するか ② 売上向上へ貢献するか ③ 事業継続へ貢献するか
- ④ 支援機関のフォローアップを受けているか ⑤ 資金調達の見込が十分な

【QRコード】



※その他の詳細や申請方法等は「募集要項」を御確認ください!